

建設工事等に係る最低制限価格制度実施要領

制 定 令和2年3月31日
令和5年3月1日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この要領は、九十九里地域水道企業団が発注する工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設ける場合に関し、九十九里地域水道企業団建設工事等契約事務取扱要綱第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

(最低制限価格の基準)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる額（1円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額）に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の92を乗じて得た額とし、合計額が入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の75を乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てたものに100分の110を乗じて得た額を基準として設けるものとする。なお、算出にあつては別表に留意するものとする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額

2 工事等の性質上前項の規定により難しいものについては、前項に規定する算出方法にかかわらず、入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から施行し、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

別表

| 項目名 | 左に含む費目 |
|----------|---------------------------------|
| 直接工事費の額 | 直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等 |
| 共通仮設費の額 | 共通仮設費、間接労務費、等 |
| 現場管理費の額 | 現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等 |
| 一般管理費等の額 | 一般管理費、等 |